

米沢市教育委員会 会議録

令和8年1月7日（水）

開会 午前10時30分

閉会 午前11時25分

1 出席委員等

教育長 佐藤 哲 委員 神尾 正俊 委員 我妻 仁
委員 渡邊 美智子 委員 伊藤 綾子

2 出席職員

教育管理部長	土田 淳	教育指導部長	山口 博
教育総務課長	遠藤 秀一	社会教育文化課長	高橋 允
社会教育文化課主幹兼課長補佐	伊藤 昌明	スポーツ課長	高橋 稔
学校教育課長	須貝 洋介	適正規模・適正配置推進主幹	森谷 純
教育総務課長補佐兼総務主査	米原 裕美	教育総務課上席専門員	森谷 幸彦
教育総務課主任	島貫 晶江		

3 傍聴人の有無 無

4 会議録の承認

令和7年12月4日開催分

5 議事

議第1号 非公開案件

6 報告事項

- (1) 第2期米沢市教育振興基本計画（案）に係るパブリック・コメントの実施について
- (2) 中学校給食費の公会計化及び給食センターへの食材納入について
- (3) 米沢市における部活動及び米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブの在り方に関する方針（案）について
- (4) 小中学校におけるインフルエンザの感染状況について
- (5) その他

7 その他

教育長 米沢市教育委員会を開会する。会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により原則公開となっているが、本日の会議の案件のうち議第1号については、政策協議に関するものであり、また、報告事項の(1)と(2)については、議会への報告を予定していることから、これらを非公開としたいと思うがご異議ないか。

———異議なし———

教育長 本日の会議は一部非公開とする。次に会議録の承認であるが、前回、令和7年12月4日開催分の会議録について、ご承認いただけるか。

———会議録の承認———

教育長 本日の会議の会議録署名委員として神尾委員を指名する。議事に入る。議第1号について、事務局から説明をお願いします。

———議第1号非公開———

教育長 次に、報告事項に入る。はじめに、(1)第2期米沢市教育振興基本計画(案)に係るパブリック・コメントの実施について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。なければ次に、(2)中学校給食費の公会計化及び給食センターへの食材納入について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。

我妻委員 これまでは親子給食であったので、中学校給食分の食材も小学校で購入していたと思うが、中学校給食のセンター化に伴い、新たな食材納入制度ができたことにより、これまで食材を納入していたにもかかわらず、来年度から納入ができなくなる、取引ができなくなる業者はおられるか。

学校教育課長 小学校への食材納入については、これまでと同様なので取引ができなくなる業者は存在しないと思われるが、数量的には減少してしまうことはあるかもしれない。特に、青果部門については、多くの業者の登録をいただきたくお声がけをしたが、配達時間、配達する人員等の事情から引き受けることが難しいという業者もあり、3者の登録にとどまったというのが現状である。

教育長 小学校だけであれば納入可能であるが、小学校と給食センターの2箇所へ配達するのは困難ということか。

学校教育課長 そのとおりである。

教育長 他にご質問等いかがか。なければ次に、(3)米沢市における部活動及び米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブの在り方に関する方針(案)について、事務局

から説明をお願いします。

学校教育課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。

我妻委員 資料12ページに「地域クラブの運営についての概要」が記載されているが、競技によって活動形態は異なるのではないかと思う。例えば、サッカーについては、これまで学校の部活動とクラブチームの両方に入ることはできなかったはずだが、これからも両方に入ることはできないと考えてよいか。

学校教育課長 委員お述べのとおり、競技によって活動の土台が違うという事情がある。サッカーについては、すでに早い段階からクラブに移行しているところがあり、現状で言えばクラブに入っている子どもは、学校部活動には入らない傾向がある。ただし、クラブではなく学校部活動に入りたいという子どももいるので、そのような子どもは、平日の学校部活動に入ることになる。サッカーについては、新たにクラブが一つ立ち上がっているので、平日の学校部活動と土、日曜日のクラブとが合わさった形で進んでいくものと思われる。一方、野球に関しては、平日は学校部活動、土、日曜には同じメンバーが集まってのクラブ活動という形で、現在のところは進んでいる。

我妻委員 競技によって違うものの、基本的には平日は部活動を行い、土、日曜日はそのまま同じメンバーで地域クラブの活動に行く場合もあるし、極端に言えばAという競技を平日行い、土、日曜日は、Aとは違う競技をヨネ愛で行うなど多様性があるということだと思う。地域クラブ設立の手引きを以前、見せていただいたが、資料10ページの図の点線枠の中にある「統括団体」というのは、それぞれの種目の連盟や協会のことであり、「実施主体」というのはヨネ愛の地域クラブのことかと思うが、教育委員会からの認定を得るために申請を行うのは点線で囲まれている中の実施主体なのか、それとも統括団体がまとめて申請するのか。

学校教育課長 実施主体というのは実際に活動するクラブになる。例を挙げれば、野球の場合「イースタン」というクラブなどがあるが、この「イースタン」というクラブが「ウ：実施主体」になる。まずは、このクラブが統括団体である野球連盟に対して、ヨネ愛登録のための申請書を提出する。次に、この申請を受けた野球連盟が、クラブの指導体制などが整備されているかどうか確認したうえで、教育委員会に申請書を提出するという流れになる。クラブの乱立を未然に防止するため、連盟や協会にも関わっていただくとともに、クラブを指導していただく体制を整えているところである。

我妻委員 同じ図の中にある「③認定」というのは、教育委員会から統括団体に通知するのか。それとも実施主体に通知するのか。

学校教育課長 確認したいと思うが、統括団体にも認定通知を出しながら、実施主体にも

通知することになると思う。

我妻委員 第一義的には、実施主体が生徒の安全に責任を持つことになると思うが、ヨネ愛のクラブとして認定された実施主体が何らかの問題を起こした場合、認定した教育委員会にも法的責任が発生することが心配されるが、どのような認識でいるか。

学校教育課長 そのことについては、事務局でも懸念しているところである。例えば、体罰があった際の責任の所在がどこにあるのかという問題が発生すると思われる。まずは、そのような事態にならないように、教育委員会や統括団体によるクラブ指導者の育成を図っていく。資料12ページに「指導人材の取り扱い」ということで、(2)に「暴力等の問題行動があった場合、連盟・協会や教育委員会等における指導、クラブ認定の取消とすることや犯罪行為として警察に通報するなど厳正に対処する。」と記載しているが、そのようなことにならないよう、適宜、指導していくことが大事であると考えている。

教育長 各統括団体に責任を押し付けるものではなく、教育委員会が認めたクラブ、指導者の下で活動することになる。

伊藤委員 ヨネ愛の対象者が市内在住の中学生となっているが、現在、小学校でスポーツ少年団に加入している子どもは、一旦、そのスポーツ少年団を退団し、中学生になったときにヨネ愛のクラブに加入するという理解で間違いはないか。

学校教育課長 小学生から中学生になっても、そのまま継続して活動できるスポーツ少年団であれば、中学校進学時に退団する必要はない。例えば、フェンシングのクラブなどは競技人口が少ないこともあり、小学生から高校生まで継続して活動しているという実態もある。ただし、新たに創設された野球などのクラブについては、既存のスポーツ少年団とのつながりがないため、中学校入学時にはスポーツ少年団を退団し、学校部活動やヨネ愛に入ることを想定している。現時点において、クラブとスポーツ少年団との連携をどのように図っていくかについては、見通しが立っていない状況である。

神尾委員 資料12ページの「指導人材の取り扱い」の(1)では「ヨネ愛における指導人材については、学校教職員の兼職兼業を認める。」としている。これは部活動の顧問が、ヨネ愛の指導者を兼ねることが可能だということかと思う。このことは教職員の働き方改革に逆行することになるのではないか。平日、学校部活動で熱心に指導されている先生は、土、日曜日のヨネ愛でも指導したいと考えるのではないか。現時点において、ヨネ愛で兼職兼業したいと考えている教職員はどれくらいいるか。また、兼職兼業の教職員に対し、ヨネ愛から指導報酬は支給されるか。

学校教育課長 はじめに、教職員の兼職兼業についてであるが、現在行っている実証事業においては、兼職兼業を希望している教職員は存在する。特に、吹奏楽は兼職

兼業を希望される先生方が多い。すべてのヨネ愛で兼職兼業の教職員がいるわけではなく、あくまでも教職員本人からの希望があった場合、それを認めるといふことであり、部活動の顧問であるという理由から、同じ競技のヨネ愛の指導を押し付けることのないよう気を付けながら、教職員も地域の一員として活動できるようにという意味で周知していきたい。次に、二点目の報酬についてであるが、ヨネ愛については、指導者謝金を支払うことで準備をしておき、財政的な支援も事務局から行うこととしているので、指導報酬は支給してもらうものだと考えている。

神尾委員 兼務申請を出したうえ、ヨネ愛で指導するということで間違いはないか。

学校教育課長 そのようなことになる。

神尾委員 部活動とヨネ愛両方で指導する先生が、多忙な状況から脱け出せなくなることで心配されるので配慮していただきたい。

渡邊委員 ヨネ愛に登録している実施主体というのは、現在の学校部活動とは違う団体であり、すでに登録されている団体と理解してよいか。また、現在、どのくらいのクラブが登録されているか。加えて、令和8年9月以降、ヨネ愛の活動に移行するということは、学校単位の部活動はなくなると考えてよいか。

学校教育課長 中学校の部活動と同じ数だけクラブがつけられるわけではない。先ほど例に挙げた野球については、東成中学校の開校を目指して「イースタン」というクラブが立ち上がった。また、南成中学校区には「南成クラブ」、北成中学校区には「北成クラブ」がつけられ、学校ごとに3団体が立ち上がったが、卓球の場合、市内の各中学校に卓球部はあるものの、ヨネ愛のクラブとしては一つしかない。したがって、学校部活動がない土、日曜日は、市内の子ども達が集まって、この唯一のクラブで活動することになる。必ずしも中学校の部活動にあわせて、すべての競技クラブができるわけではない。逆に、学校部活動にないフェンシングなど、子ども達の選択肢が広がることはメリットであると考えている。大会参加についてであるが、6月にある中体連大会と9月にある新人大会については、基本的に学校から出ることを考えている。ただし、大会は中体連大会以外にもたくさんあるので、それらについては、できる限りクラブで参加するように進めていきたいと考えている。野球などは3チームできるのでクラブ同士対戦できるが、そうではない競技については、難しさも出てくると考えている。サッカーなどは現在のクラブ同士で対戦できると思うが、先ほど、例に挙げた卓球などは、個人戦はできるものの団体戦はできないと考えている。休日の部活動はクラブに移行するわけであるが、平日については、現在の学校部活動を継続して行っていく。

教育長 平日は、学校で部活動をするが、土、日曜日は活動しない子どももいるということによいか。

学校教育課長 そのとおりである。

渡邊委員 学校部活動はなくなるということか。

学校教育課長 平日の部活動はそのまま継続する。

渡邊委員 ヨネ愛は、学校区を跨いで活動するが、学校の部活動はこれまでどおり学校単位で行うということか。

学校教育課長 委員お述べのとおり、休日については学校区に関係なく市全体で活動できるようにヨネ愛をつくったが、平日については、学校の授業終了後、午後3時、4時から引き続き部活動を行うことになるので、場所を移動してということは考えず、学校内での活動として行う。

教育長 他にご質問等いかがか。なければ次に、(4)小中学校におけるインフルエンザの感染状況について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。なければ次に、(5)その他について、事務局から何かあるか。なければ次に、5のその他について委員の皆様からいかがか。なければ事務局から何かあるか。なければ以上をもって教育委員会を閉会する。